

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 交付が滞断されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返却すること。
- 3 業務停止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に譲渡し、又は複製してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。